

一般社団法人日本老年泌尿器科学会 総務委員会規則

制定 令和7（2025）年7月24日

第1章 総則

（名称）

第1条 この委員会は、一般社団法人日本老年泌尿器科学会 総務委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2章 目的および活動

（目的）

第2条 委員会は一般社団法人日本老年泌尿器科学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、本学会における総務に関する諸問題を担当する。ただし、事務局所掌の事務は除く。

（活動）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 企画・立案に関すること。
- (2) 各種委員会の連絡調整（設置を含む）に関すること。
- (3) 渉外に関すること。
- (4) 諸行事に関すること。
- (5) ダイバーシティに関すること。
- (6) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第3章 構成および委員

（構成）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 一般社団法人日本老年泌尿器科学会の正会員のうちから若干名（ただし理事を含むものとする）
- (2) その他、委員会が必要と認める者

（委員の選任）

第5条 委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないが、原則として、継続して2期を超えることはできない。ただし、理事会の承認により、さらに1期2年まで延長することができる。

2. 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長および副委員長）

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、原則として理事であることとし、理事会の議を経て理事長が任命する。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3. 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

4. 委員会に、委員長の指名により副委員長を置くことができる。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその任を執行できないときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2. 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2. 理事長は必要であれば委員会に出席し、意見を述べる事ができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、一般社団法人日本老年泌尿器科学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規則は、一般社団法人日本老年泌尿器科学会の設立日である令和7（2025）年7月24日より施行する。